特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を委託等する場合においては、委託先との契約上で個人情報の取り扱いに関する注意事項を取り決めることにより、情報の利用制限・適正管理等の措置を講じている。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	介護保険法に基づく第1号及び第2号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の 賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。 番号法においては別表第1項番68の規定のとおり。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1項番68
4. 情報提供ネットワークシン	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第2項番93·94·95
5. 評価実施機関における担	旦当部署
①部署	あんしん福祉部 介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂	「正・利用停止請求
請求先	五條市(あんしん福祉部 介護福祉課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ
連絡先	五條市(あんしん福祉部 介護福祉課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点				
3. 重大事故	3. 重大事故						
	Iに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	保護評価書の	種類				
	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	・機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報排	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1]接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消	i去			
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入手から保 リスクへの対策を講じている。		プロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的	ミスが発生する

9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [〕外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] 2)十分に行	を入れて行っている
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又	は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが3 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供本6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行わ7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われ8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	ットワークシステムを通じた提供を除く。) れるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	(十分である 2) 十分である 3) 課題が残る	を入れている ある 残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類等に保管	ぎすることを徹底する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I,5、②所属長	介護福祉課長 櫻井 裕久	介護福祉課長 田中 加代	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	I,5、②所属長	介護福祉課長 田中 加代	介護福祉課長 名迫 雅浩	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ, 1、いつの時点の件数か	2014/11/30	2017/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更す るもので、重要な変更に該当し ない。
平成29年4月1日	Ⅱ,2、いつの時点の件数か	2014/11/30	2017/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ,1、いつの時点の件数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ,2、いつの時点の件数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更す るもので、重要な変更に該当し ない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 1、いつの時点の件数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ,2、いつの時点の件数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	I,5、②所属長	介護福祉課長 名迫 雅浩	介護福祉課長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ,1、いつの時点の件数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ,2、いつの時点の件数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ, 1、いつの時点の件数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ,2、いつの時点の件数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I,8.連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。